

監 査 対 象	教育委員会
監査結果報告日	平成 23 年 11 月 28 日付け 足監査第 81 号（定例監査）
措置結果通知日	平成 23 年 12 月 14 日付け 足教総第 161 号
監 査 結 果	<p>指摘事項</p> <p>（市民スポーツ課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館使用料が公民館使用料として調定されていたものがあつた。
措 置 内 容	<p>会計課に収入金更正の処理を依頼し、体育館使用料、公民館使用料とも正しい額で調定をし直し、それぞれの費目を修正した。</p> <p>今後の防止策として、市民スポーツ課は月毎に使用料及び使用件数一覧と、調定命令書の突合せを行う。また生涯学習課は「現金等払込書兼明細書」と日報を突合し複数の職員で確認するなど、それぞれの事務を改善する。</p>